

商工関係補助金等

経営一般・創業・ベンチャー・経営革新等

E-01

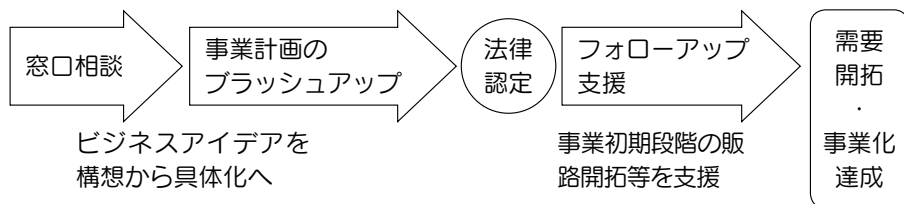
地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化に対する支援

中小企業地域資源活用プログラム

地域の中小企業が地域資源を活用して行う新事業展開を支援する施策パッケージ。法律に基づく税制面や補助金等による支援、政府系金融機関等による金融支援、様々なノウハウの提供やアドバイスの実施などによる総合的な支援を行い、地域経済の活性化を図るための政府による取組みです。

①広く「中小企業地域資源活用プログラム」における支援と、②国による認定を受けた場合に限定される「中小企業地域資源活用促進法」に基づく支援に分かれます。

1. (独) 中小企業基盤整備機構中国本部による支援（専門家等によるアドバイス）



○地域中小企業への施策紹介、事業相談、○事業計画作成のアドバイス、商品企画の支援、○事業性評価、事業計画のフォローアップ、○販路開拓サポート、○支援アドバイザリーの派遣 等

2. 法認定を要しない支援内容

事業名	概要	種類	補助率	中小企業	組合等	商工会等
(1) 地域力活用 新事業創出 支援事業	地域資源開 と全国規模の 事業展開等を 支援	日商 全国 連補 助金	調査研究事業 定額 100万円以上、上限500万円 本体事業 2/3以内 100万円以上、上限800万円 (2年目は1/2以内、上限600万円) 共同実施は 100万円以上、上限1,000万円 (2年目は1/2以内、上限750万円)	×	×	○ 小規模事 業者の参 画 地域内の 複数の事 業者等の 参画
(2) JAPAN ブ ランド育成 支援事業	地域発の海外 進出を支援	国補 助金	戦略策定支援 定額 100万円～200万円 ブランド確立支援 2/3 3年以内 100万円～2,000万円(各年)	△ 4者以 上のグ ループ	○	○

3. 中小企業地域資源活用促進法に基づく主な支援内容

1. 地域資源活用新事業展開支援事業補助金（→ 63 ページ参照）
2. 政府系金融機関による低利融資制度
3. 信用保証の特例
4. 食品流通構造改善促進法の特例
5. 中小企業投資育成株式会社の特例 等

※支援施策の利用に当たっては、各支援施策実施機関による審査が別途あります。

お問い合わせ

1. に関する問い合わせ先
 (独) 中小企業基盤整備機構中国本部
 TEL 082-502-6688 FAX 082-502-6690
 施策紹介 <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>
2. (1) に関する問い合わせ先
 中国経済産業局中小企業課
 TEL 082-224-5661 FAX 082-224-5643
2. (2) に関する問い合わせ先
 中国経済産業局国際課
 TEL 082-224-5659 FAX 082-224-5642
3. に関する問い合わせ先
 中国経済産業局経営支援課
 TEL 082-224-5658 FAX 082-224-5643

地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売の取組に

地域資源活用新事業展開支援事業

地域資源活用新事業展開支援事業（法認定必要）

● 対象者

各地域の「強み」となり得る地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）※を活用した新商品・新サービスの開発等に取り組む中小企業であって、中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画の認定を受けた者
なお、認定事業者が中心となって地域資源の指定地域内に所在する4社以上の中小企業者が共同で認定事業計画を行う事業の場合は、補助上限額が引き上げられます。

※具体的な地域資源は、島根県によって指定されます。

● 支援内容

地域資源を活用した新規性の高い商品開発等に対し、試作品開発、デザイン改良、展示会出展※、産業財産権取得等に係る経費の一部を補助

※商品の販売を伴う展示会等の経費は対象外

○市場ニーズ把握のための市場調査、○デザイナー等専門家の招聘、○試作品の開発、デザインの開発、評価、○展示会や見本市への出展やイベントの開催、○産業財産権取得 等

● 補助率 国2/3以内

● 補助限度額

認定事業計画1件あたり3,000万円

（ただし、4社以上の中小企業者の共同事業の場合は、認定事業計画1件あたり4,000万円）

お問い合わせ

中国経済産業局経営支援課

TEL 082-224-5658

FAX 082-224-5643

創業・ベンチャー・経営革新 等

E - 03

地域資源を活用した新商品等の試作品開発、販路開拓に

しまね地域資源産業活性化基金助成事業

● 対象者

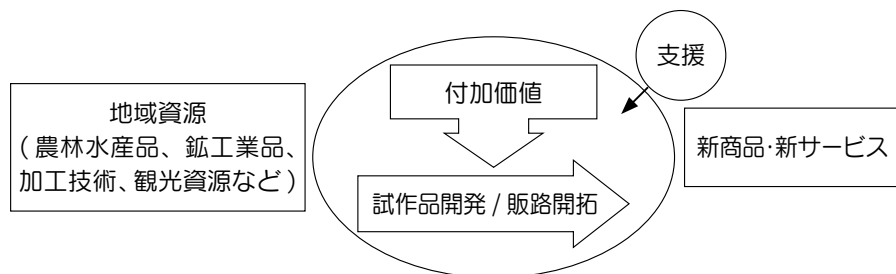
県内に事業所を有する中小企業者、NPOや農事組合法人等又は創業者

※中小企業者等が実施する当該助成事業案件の掘り起こし、計画のブラッシュアップ、実施事業のフォローアップの支援を行う商工団体等も支援事業者として助成

● 対象事業

農林水産品、鉱工業品、加工技術及び観光資源といった、地域資源を活用した新商品・新サービスの研究開発、販路開拓の初期段階の事業※

※付加価値を向上するための実現可能な具体的事業計画を有することを要します。



● 対象経費

新商品、新サービスの研究開発、販路開拓※のための経費（助成事業対象者の役職員に係る人件費は対象外）

※商品の取引に係るものは除く。

● 助成率・助成額・助成期間

助成率2/3以内、助成金総額 50万円～500万円、助成期間2年以内

● 公募 年2回（春・秋）を予定

お問い合わせ

島根県商工会連合会

TEL 0852-21-0651

ホームページ <http://www.shoko-shimane.or.jp/?p=25>

又は

お近くの商工会議所・商工会・島根県中小企業団体中央会・公益財団法人しまね産業振興財団（巻末の一覧表参照）

事業化・販路拡大

農林水産業と商業・工業等の産業間の垣根を超えた連携の促進

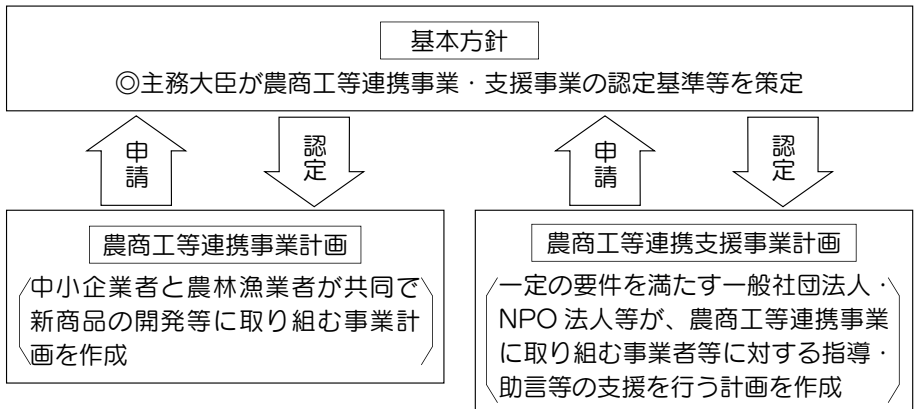
農商工等連携事業・6次産業推進事業

【農商工等連携事業・連携支援事業】

〔対策のポイント〕

国から、中小企業者と農林漁業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等についての計画の認定を受けた場合に、中小企業者と農林漁業者に対して、補助金・融資等の支援を行う取組です。両者のマッチングを行う一般社団法人・NPO法人もあわせて支援が受けられます。

1. スキーム



〔支援措置〕

1. 中小企業信用保険法の特例
2. 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
3. 食品流通構造改善促進機構の債務保証
4. 農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長
5. 中小企業者に対する低利融資制度
6. 補助金：農商工等連携対策支援事業（事業化・市場化支援事業）
7. 専門家によるアドバイス等

〔支援措置〕

1. 中小企業信用保険法の特例
（事業計画の認定を受けた一般社団法人・NPO法人等は、中小企業信用保険の対象になる。）
2. 補助金：農商工等連携対策支援事業（連携体構築支援事業（支援機関型））

【農商工連携の事業例】 参考まで

- ①出雲産の果物（ブドウ、柿、いちじくなど）を活用したドライフルーツ商品の改良・開発及び販路拡大、②島根県雲南市の山椒を活用した和風パスタソースと、そばの製造技術を活かした生パスタをセットにした新商品の開発・販売、③畜産業の生産性向上に貢献する分娩見守りシステムなどのIT利活用普及事業、④荒布（あらめ）を中心とした隠岐海藻の佃煮など加工品等の製造・販売、⑤エゴマの葉の用途拡大に向けた産学官連携による機能性食品の開発・販売、⑥産学連携開発「えごま卵」を活用したマヨネーズ等の卵加工品の開発・販売

2. 事業化・市場化支援事業（法認定必要）

● 対象事業

農商工等連携事業計画の認定を受けた連携体が当該計画に基づいて実施するマーケティング調査、展示会出展、試作品開発等に係る経費

● 補助率 2/3以内

● 補助金限度額 3,000万円（試作・開発を伴わない場合：2,500万円）
（下限100万円）

3. 連携体構築支援事業／支援機関型（法認定必要）

● 対象事業

一般社団法人、NPO法人等が農商工等連携支援事業計画に従って実施する事業

● 補助率 2/3以内

● 補助金限度額 2,000万円（下限100万円）

お問い合わせ

中国経済産業局産業部 経営支援課

TEL 082-224-5658 FAX 082-224-5643

【6次産業化ネットワーク活動交付金（国事業）】

〔対策のポイント〕

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を活かしながら、多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援します。

● 主な内容

(1) 推進事業

都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催やプロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援を行います。

交付率：1/2以内

〔6次産業化・地産地消法等に基づく取組へは2/3以内〕

事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

(2) 整備事業

6次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工販売施設等の整備に対して支援を行います。

交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内）

事業実施主体：民間団体等

【島根型6次産業ステップアップモデル事業（県事業）】

〔対策のポイント〕

国事業等の既存の支援事業の活用が困難な小さな取組みから、ビジネスモデルにつながる創意工夫のあるモデル的な取組みの支援を行います。

多様な事業者とのネットワークによる取組みを対象とし、①6次産業化型、②農商工連携型、③地域振興型、④地産地消型の4つの取組み型からモデル事業を採択します。

補助率：推進事業 2/3以内

整備事業 1/2以内

事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ

島根県 しまねブランド推進課 6次産業推進スタッフ
TEL 0852-22-5283 FAX 0852-22-6859

【6次産業化ネットワーク活動支援事業（県域を超える取組支援）】

〔対策のポイント〕

6次産業化等の取組を拡大するため、県域を越えて農林漁業者と多様な事業者が連携して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備を支援します。

● 主な内容

(1) 6次産業化ネットワーク活動推進事業

県域を越えて農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する広域的な6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催や、プロジェクトの調整・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援を行います。

補助率：1／2以内

〔6次産業化・地産地消法等の認定者へは2／3以内〕

事業実施主体：民間団体等

(2) 6次産業化にネットワーク活動整備事業

6次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、県域を越える広域的な6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援を行います。

補助率：1／2以内

事業実施主体：民間団体等

【6次産業化サポート事業】

〔対策のポイント〕

6次産業化の推進に向け、6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援します。

● 主な内容

(1) 6次産業化中央サポート事業

全国的な視点で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するため、6次産業化中央サポートセンターによる高度な専門性を有した民間の専門家（6次産業化プランナー）の選定・派遣、必要となる人材の育成研修会の開催等について支援を行います。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

(2) 6次産業化ネットワーク活動全国推進事業

地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動を全国的に展開してい

くため、情報交換会の開催や優良事例の収集・分析、事例発表会の開催、実践モデルの作成とこれを活用した啓発セミナーの開催等について支援を行います。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ

中国四国農政局 経営・事業支援部 事業戦略課
TEL 086-224-4511 (内線 2164)
FAX 086-224-7736

新たな事業活動（経営革新）に取り組む方へ

経営革新支援事業

● 対象者

中小企業者（個人事業主を含む）及び組合 等
（複数の中小企業者による共同申請も可能です。）

● 事業概要

新商品の開発や生産、新サービスの開発や提供、新たな生産方式や販売方式の導入といった新たな事業活動を行うに当たり、経営の向上に取り組むビジネスプラン「経営革新計画」を作成して、県知事から中小企業新事業活動促進法に基づく承認を受けると助成金、低利融資等、様々な支援施策を利用することができます。

なお、支援施策の利用に当たっては、各支援施策実施機関による審査が別途ありますので、事前に各支援施策実施機関との協議が必要です。

● 支援施策の内容

1. 経営革新計画支援助成金（内容は別表）
2. 政府系金融機関の低利融資
3. 信用保証の特例
4. 県制度融資の特別融資制度（経営革新支援資金）
5. 設備貸与制度の特例
6. 高度化融資制度
7. 中小企業投資育成株式会社からの投資
8. 起業支援ファンドからの投資
9. 特許料等の減免制度
10. 販路開拓コーディネート制度
11. 国際規格認証取得促進助成金
12. 中小企業総合展への出展
13. 株式会社日本政策金融公庫法の特例
14. 貿易保険法の特例
15. 中小企業信用保険法の特例

● 計画作成の支援について

最寄りの商工会議所、商工会、しまね産業振興財団、島根県中小企業団体中央会へご相談ください。

経営革新計画支援助成金

対 象 者	次の(1)及び(2)の要件のいずれにも該当する事業者 (1) 次のいずれかに該当すること ①営業利益又は税引後当期純利益が赤字 ②自己資本比率が30%未満 ③長、短期を合わせた借入金が年商の2分の1以上 (2) 次のいずれかに該当すること ①付加価値額が30,000千円以上であること(過去3期のいずれか) ②経営革新計画において付加価値額の伸び率が年率30%以上であること
対 象 経 費	経営革新計画の中に盛り込まれた事業の中で、商品開発、販路開拓に要する経費のうち設備投資等を除くソフトの経費 ①商品改良、開発に係る経費(原材料費、機械器具リース費、産業財産権導入費等) ②販路開拓に係る経費(PR経費、展示会等関連経費、専門家謝金、社員旅費等) ※新事業に必要な技術習得等に係る経費(受講料等)も対象になります。
補 助 率	1/2
助 成 額	上限500万円
対 象 期 間	12ヶ月以内
実 施 機 関	各商工会議所、各商工会及び商工会連合会、中小企業団体中央会 公益財団法人しまね産業振興財団(実施機関を通じて企業へ助成)

お問い合わせ

島根県商工労働部中小企業課 経営力強化支援室
TEL 0852-22-5288 FAX 0852-22-5781
島根県西部県民センター商工労政事務所 経営支援課
TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306
ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

異なる事業分野の経営資源を持ち寄り新規事業へ取り組む複数の方へ

新連携(異分野連携新事業分野開拓計画)支援事業

● 事業内容

複数の中小企業者（※）が異なる事業分野で蓄積したノウハウ・技術等の経営資源を持ち寄って新規事業に取り組むことにより新たな需要の開拓を行うに当たり、「異分野連携新事業分野開拓計画」を作成して、国の経済産業局長から中小企業新事業活動促進法に基づく認定を受けると、補助金、低利融資、特許料の減免等、様々な支援施策を利用することができます。

計画の作成、ブラッシュアップ等は、専門の支援機関である中国地域活性化支援事務局からハンズオン支援を受けることができます。

（※）大企業・大学・研究機関・NPO等を連携メンバーに加えることも可能ですが、参加する営利企業のうち中小企業の貢献度合いが半分以下の場合には対象外となります。

● 支援施策の内容

1. 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金（新連携支援事業）

〈事業化・市場化支援事業〉

(1) 補助対象

認定を受けた計画に従って行う事業のうち試作や販路開拓等に係る経費の一部

(2) 補助率

補助対象経費の3分の2以内

(3) 補助限度額（下限 100 万円）

認定事業計画 1 件当たり 3,000 万円（試作・開発を伴わない場合：2,500 万円）

（注）補助金の交付については、別途、国の審査があります。計画認定は、補助金の交付を保証するものではありません。

2. 政府系金融機関の低利融資

3. 信用保証の特例

4. 県制度融資の特別融資制度（経営革新支援資金）

5. 設備貸与制度の特例

6. 高度化融資制度

7. 特許料等の減免制度

8. 中小企業投資育成株式会社の特例

● 計画作成の支援について

制度の詳細や、計画の作成等については、中国地域活性化支援事務局（中小企業基盤整備機構中国本部連携推進課）へご相談ください。

TEL 082-502-6689 FAX 082-502-6690

お問い合わせ

中国経済産業局経営支援課

TEL 082-224-5658 FAX 082-224-5643

施設紹介：<http://www.chugoku.meti.go.jp/chusho-hp/sinrenkei/index.htm>

設備の導入

E - 07

生産力、受注力を強化するための生産設備、生産管理システムの導入を支援します。

しまねものづくり産業生産力・受注力強化緊急対策事業 (生産設備助成金/生産管理システム導入助成金)

● 事業内容

ものづくり産業における国内市場の縮小と市場のグローバル化に伴う、大手企業による生産拠点の海外移転や海外調達の加速化が進行する中、県内サプライチェーンの強化や地域ものづくり産業の競争力強化を図るために必要な設備投資を支援します。

● 支援メニュー

メニュー	対象要件		
	業種	外形要件 (主要)	目標要件
経営計画承認	<ul style="list-style-type: none"> 機械金属製造業 電気電子製造業 その他特に知事が必要と認める企業 	<ul style="list-style-type: none"> 島根県内に事業所を有すること 資本金3億円以下 or 従業員300名以下 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用維持
生産設備助成金 (助成率：1/3 (助成限度額：1,000万円))		<ul style="list-style-type: none"> 島根県内に事業所を有すること 資本金3億円以下 or 従業員300名以下 中核的企業 (県内企業5社以上と取引、サプライチェーンをつなぐ企業) (従業員30名以上、1人当たり年間10,000千円以上売上) 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用維持・拡大 付加価値向上率5%/年以上増加 2社以上への売上拡大効果
生産管理システム導入助成金 (助成率：1/3 (助成限度額：500万円))		<ul style="list-style-type: none"> 中核的企業と取引関係 (中核的企業中心の連携体に寄与) 県内5社以上から受注 (サプライチェーンに欠かせない) 相当の効果 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用維持・拡大 対売上付加価値向上率1%/年以上増加 2社以上への受注力向上効果
設備貸与特利枠 (割賦損料0.8% (特利))		※設備貸与制度に準ずる	

※注意

助成金交付申請にあたって、事前に経営計画の承認を受ける必要があります。

● その他

詳しくは、<http://www.joho-shimane.or.jp/docs/2013040500025/> をご参照下さい。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課
TEL 0852-60-5115
E-mail con@joho-shimane.or.jp

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に取り組む際に

資源循環型技術開発事業費補助金

- 対象者
県内に事業所を置く産業廃棄物排出事業者、法人格を有する団体及び任意グループ
- 事業内容
産業廃棄物の発生の抑制又は再生利用等による産業廃棄物の減量化を促進させ、産業廃棄物の循環的な利用による産業活性化を図る。
〈FS 枠〉事業化に向けた研究開発のための市場調査、調査事業
〈研究開発枠〉減量化・再生利用に向けた技術の研究開発、産業廃棄物を原材料とした製品の研究開発
- 対象者
県内に事業所を置く産業廃棄物排出事業者、法人格を有する団体及び任意グループ
- 対象経費
〈FS 枠〉市場調査費（委託費、謝金・旅費）、技術指導受入費、研究会経費 等
〈研究開発枠〉原材料費、機械装置及び工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、委託費 等
- 補助率
事業費の2/3以内
- 限度額
〈FS 枠〉2,000 千円以下の額
〈研究開発枠〉1,000 千円以上 10,000 千円以下の額

お問い合わせ

〈出雲地域・隠岐地域〉

島根県商工労働部産業振興課 産学官連携グループ

0852-22-6395

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

〈石見地域〉

島根県西部県民センター商工労政事務所 経営支援課

0855-29-5745

創業・ベンチャー・事業化・経営革新・技術開発

E - 09

新製品・新技術の研究開発や試作開発を支援します

技術革新総合支援事業

● 事業内容

新たな分野への挑戦や新規受注開拓を目指す企業の試作・研究開発の積極的な取り組みを助成します。

● 対象事業

(1) 革新型研究開発助成事業

実現可能な具体的事業計画を有し、革新的な新製品等の研究及び開発を助成

○企業の基礎的研究開発分野から製品化までの取組を助成

・助成率 1/2

・限度額 500万円

(先端技術イノベーション等、企業グループ(158ページ参照)
1,000万円)

最長2カ年

(2) 取引拡大型試作開発助成事業

○購入予定者から具体的なオファーがある製品、部品加工、ユニット製品など試作開発への取り組みを助成。

・助成率 1/2

・限度額 100万円(企業グループ(158ページ参照)200万円)

● その他

本助成事業の内容については、別に詳細な規定がありますので、詳しくは以下のところへお問い合わせください。

各助成事業につきましては、市町村によって、さらに交付確定額の一部が補助される制度があります。各市町村へお問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課

TEL 0852-60-5112

E-mail sat@joho-shimane.or.jp

受注・販路拡大、技術開発

特殊鋼産業の集積強化のため、ものづくり企業の成長分野への進出を支援します

特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業

● 事業内容

県の代表的な集積産業の一つである特殊鋼産業のクラスター高度化を図るため、成長分野への進出を目指す企業の素材開発・技術開発・試作開発等に対して助成します。

● 対象事業

ものづくり企業が航空機、エネルギー、次世代自動車などの成長分野へ進出のために取り組む、新製品の開発又は試作若しくは新技術の開発を行う事業

(1) 県内取引拡大型：企業が、特殊鋼関連企業*との取引を伴って取り組む事業

・補助率 1/2 ・限度額 100万円

(2) 成長分野進出型：特殊鋼関連企業が成長分野に進出するために取り組む事業

・補助率 1/2 ・限度額 500万円

(3) 企業連携型：(2)のうち、複数の企業等が連携して取り組む事業

・補助率 1/2 ・限度額 750万円

(4) 特認事業：(2)のうち、航空機又はエネルギー分野への進出に取り組み、知事が特に認める事業

・補助率 1/2 ・限度額 1,000万円

* 特殊鋼関連企業：特殊鋼に関わる素材製造、工具製造、機械加工(切削、研削)及び検査を主な事業とする企業

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課

TEL 0852-60-5112

E-mail sat@joho-shimane.or.jp

県内 IT 産業の新たなビジネスモデルの確立を目指して

パートナー型ビジネス創出支援事業

● 事業内容

県内の IT 企業と IT 産業以外の事業者が連携し、IT を活用した付加価値の高いサービスを創出する取り組みを支援します。

● 対象者

次の (1) (2) のいずれかを補助対象者とする。

(1) 県内のサービス事業者 (IT 産業以外)

但し、当該サービス事業者がサービスを創出するにあたって、システム開発等を県内の IT 企業に委託する場合に限る。

(2) 県内のサービス事業者と IT 企業で組織されるコンソーシアム。または、これらを出資者とする法人、又はこれらを構成員とする組合。

● 補助の募集段階

(1) 第 1 段階・・・聞く検証

所定の事業提案書に記載のビジネスモデルの仮説に関して、想定される顧客へのインタビューを行うことで当該仮説を検証し、ブラッシュアップする。

なお、インタビュー件数は 20 ～ 30 件を目安とすること (目安を超えることは問題ない)。

(2) 第 2 段階・・・売る検証

「第 1 段階・・・聞く検証」で実証したビジネスモデルの仮説に基づき、実際のサービスを必要最小限度の範囲で開発し、実際に顧客に販売をすることを通じて市場性のあるサービスであることを実証する。

※第 1 段階補助採択者、又は第 1 段階で実施を求める内容を同程度に実施した上記対象者

● 対象経費

(1) 第 1 段階・・・聞く検証

インタビューに要する人件費、旅費

(2) 第 2 段階・・・売る検証

サービス開発に係る経費。但し、県内事業者 (発注者) が購入する資産 (当該補助事業で開発されたソフトウェアを除く)、消耗品等は対象経費としない。

①人件費 (本事業に直接関与する者の直接作業時間に対するものに限る)

②旅費 (本事業に直接関与する者に対するものに限る)

③事業に要する開発及び実地検証に必要な機器の購入、試作、改良、据付及び借用に係る費用

④サービス開発に必要となる外注費（再委託を含む）

⑤その他知事が特に必要と認める経費

● 補助率等

(1) 第1段階・・・聞く検証

対象経費の2分の1以内で、1件あたり50万円を上限とする。

(2) 第2段階・・・売る検証

対象経費の2分の1以内で、1件あたり500万円を上限とする。

但し、予算の範囲内で上限額を1,000万円とする場合あり。

お問い合わせ

島根県商工労働部産業振興課 情報産業振興室

TEL 0852-22-6394

FAX 0852-22-5638

付加価値の高い新技術・サービス開発を

新技術・サービスモデル開発支援事業

● 事業内容

県内 IT 企業等（大学等の研究機関とのコンソーシアム含む）が、IT 産業の高度化・成長力を確保するための付加価値の高い新技術開発及び自社が得意とする分野で特徴的なサービスモデルを開発・改編する際の経費の一部を助成します。

● 対象事業

- (1) 新技術の開発
- (2) 最終製品・サービスの開発（バージョンアップを含む）

● 助成内容

- 1) 助成率：対象経費の1/2以内
- 2) 助成期間：交付決定日から1年以内
- 3) 助成限度額：500万円以下
- 4) 対象経費：技術研究・プロトタイプ開発、製品サービス開発、委託開発に係る経費等

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課（IT 産業支援グループ）
 TEL 0852-60-5114
 E-mail it@joho-shimane.or.jp

派遣研修で技術・ノウハウを獲得

新ビジネスモデル構築支援事業

● 目的

自社固有の技術・サービスを構築することを目的として、県外の企業等に社員を派遣し、新しい技術・業務ノウハウの習得を目指す取り組みを支援します。

● 対象事業

(1) 派遣研修・研究型

県内ソフト系IT企業（中小企業者）が県内外企業への派遣研修又は派遣研究を実施する取り組みであり、以下の要件を満たすもの。

- ア 当該企業にとって自社の持つ技術力を著しく向上させる事業であるか、又は特定分野の業務ノウハウを修得する事業であること。
- イ 優れた経営資源、技術資源を持つ企業への派遣であること。
- ウ 概ね連続1ヶ月以上の派遣事業であること。但し非連続の場合には概ね通算1ヶ月以上であること。

(2) 営業人材強化研修型（新規）

ア 当該企業にとって、自社製品の販売促進に資する人材を育成するためのビジネススクール、大学、専門学校等への通学、通信教育の受講であること。

イ 1年を超えない範囲の受講であること。（短期間も対象とする）

※ (1) と (2) のどちらか、又は併用も可能です。但し、新たに派遣及び受講するものが対象です

● 対象経費

経費① 家賃（社員負担）

経費② 企業が負担する場合の家賃、賃金、教材費、研修・研究材料費、旅費、生活支度費

※但し、派遣に対する対価が派遣先より支払われる場合、当該経費は対象外

● 補助率

対象経費の2分の1以内

● 限度額

1件あたり200万円

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会 連携支援課

TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686

島根県商工労働部産業振興課 情報産業振興室

TEL 0852-22-6394 FAX 0852-22-5638

物流コスト削減のために

浜田港国際定期コンテナ航路利用促進補助金

● 対象者

浜田港国際コンテナ航路を利用し、輸出入を行う企業・団体等

● 事業内容

浜田港発着の国際コンテナ航路（釜山航路・ウラジオストク航路）を利用した企業・団体等に対し、経費の一部を助成する。

● 助成内容（TEU = 20 フィートコンテナ換算）

1. 航路新規利用助成

【助成対象】

浜田港のコンテナ航路を初めて利用し輸出入を行った者に対し、初回利用から1年間を対象期間として助成する。最後に利用してから2年以上が経過し、その後利用を再開した者に対しても、同様とする。

【助成金額】

- ・FCL貨物コンテナ1TEUにつき(20フィート・40フィートとも)2万円
 - ・LCL貨物コンテナ1TEUにつき(20フィート・40フィートとも)1万円
- ※ただし、1企業につき1年間の限度額は60万円とする。

2. 輸出促進支援

【助成対象】

浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中に50TEU以上の輸出を行った者に対して助成する。

【助成金額】

- ・FCL貨物1TEUにつき1万円
- ※ただし、1企業につき1年度中の限度額は300万円とする。

3. 輸出入促進支援

【助成対象】

浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中に250TEU以上の輸出入を行う計画がある者で、かつ事前協議が整った者に対して助成する。

【助成金額】

- ・FCL貨物1TEUにつき1万円
- ※ただし、1企業につき1年度中の限度額は500万円とし、4半期ごとの実績に基づいて支払う。

4. 集荷拡大対策（平成25年度から3年間限り）

【助成対象】

当該年度の利用実績が平成24年度実績との比較で10TEU以上増加した者に対して助成する

【助成金額】

増加分 1 TEU につき 2 万円

※ただし、1 企業につき 1 年間の限度額は 100 万円とする。

補助金制度・金額等につきましては変更する場合がありますので、利用前に必ず確認をお願いします。

お問い合わせ

浜田港振興会（島根県浜田市熱田町 2135-2 浜田ポートセンター内）
TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411
ホームページ <http://hamada-minato.jp/>

海外展開

E - 15

海外販路開拓を目指す企業・団体に費用の一部を補助します

島根県輸出拡大支援プロジェクト 「しまね海外販路開拓支援補助金」

- 対象者
島根県内に主たる事業所を有する企業・事業協同組合・団体・市町村等
- 補助対象事業
 - ①商談会、展示会、物産展等の参加
 - ②テスト輸出
 - ③販売促進活動
 - ④輸出向け商品開発
 - ⑤海外ビジネス人材の育成
 - ⑥その他海外展開や販路拡大に係る事業活動
 - ⑦セミナー、勉強会、商談会、展示会、物産展等の主催

※①～⑥は企業、団体等を対象、⑦は企業、団体等とともに市町村も対象とする。
- 補助対象経費
旅費、謝金、役員費、委託費、印刷製本費、広告宣伝費、材料費、会場費、会議費、輸送費等
※詳しくは「補助金交付要綱」に定める
- 補助率
補助対象経費の1/2以内
- 補助限度額
 - ①～⑥は1,000千円、⑦は1,500千円

※①のうち展示用機械工作物の輸送費・会場費を含む場合は、申請1件あたり5,000千円以内
但し、県内拠点の雇用を維持することが前提
- 公募時期（予定）
 - 第1回 平成26年3月中旬～4月中旬（審査会4月末）
 - 第2回 平成26年6月中旬～7月上旬（審査会7月末）

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 貿易促進支援室
 TEL 0852-22-5632 FAX 0852-22-6859
 ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/brand/>

研究開発に関する情報通信費を補助します

特定通信費補助金

[高速通信専用回線利用費補助金]

- 対象者
製造業（県営工業団地内に限る）、研究開発型企业、研究開発支援型企业（ソフトウェア産業・人材育成機関・試験研究機関など）
- 事業内容
県内の対象者が、高速通信回線を利用して、研究開発や新たな事業展開に取り組む場合にその回線利用料の一部を補助します。
- 対象回線
1 Mbps 以上の回線の利用料（県内間での利用の場合は、回線の限定あり）
- 補助内容
補助率：利用料の 1/2 を補助
補助限度額：(上限)：5,000 万円／年（県内間の場合は、1,000 万円／年）(下限)：50 万円／年
補助期間：最大で5年間

[雇用確保促進特定通信費補助金]

- 対象者
次の全てを満たす者。①コールセンター業を営む者で、新規常用従業員数（1年契約以上の契約社員を含む。）が20人以上ある場合。②島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けていること。③操業を開始した日から2年以内に事業利用計画の承認を受けた者。
- 事業内容
コールセンター業に直接必要となる通信費及び電子情報処理組織の使用料の一部を補助します。
- 補助対象
電気通信事業者へ支払う通信費（電話料金、インターネット利用料など）及び電子情報処理組織（補助事業者の使用に係る電子計算機と当該コールセンターを利用する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したもの）の使用料

● 補助内容

補助率：利用料の 1/2 を補助

補助限度額：(上限)：5,000 万円／年（電話、その他の通信費 3,000 万円／年、
電子情報処理組織使用料 3,000 万円／年）(下限)：50 万円／年

補助期間：最大で5年間

● その他

「高速通信専用回線利用費補助金」「雇用確保促進特別通信費補助金」のどちらか一つしか補助は受けられません。

お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
E-mail kigyو-richi@pref.shimane.lg.jp

ISO 等認証取得時の費用を助成します

国際規格認証取得促進助成事業

● 対象者

次の要件をすべて満たしている方

- ① 県内に事務所または事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除く）
- ② 経営革新計画または同等以上の計画にもとづく取り組みを行う者
- ③ 製造業または情報サービスを営む者
（製造業または情報サービス業の分野での取得を目指す者）
- ④ 助成金交付決定後 1 年以内に認証の取得が見込まれる者
- ⑤ 税金を完納している者

● 対象経費

- ・ 専門家（経営コンサルタント等）経費
- ・ 審査登録に要する経費（＝審査登録機関へ支払う経費）
※ 交付決定前に支払済の経費については対象外となります

● 助成限度額

対象経費の 1/2 以内で 1 件あたり 100 万円以内

※ 企業グループ（158 ページ参照）で戦略的な取り組みを行い、その構成企業がセクター規格を取得する場合は上限 200 万円とする。

● 募集期間

随時

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課
TEL 0852-60-5115
E-mail con@joho-shimane.or.jp

新分野進出のための新商品を研究開発する際に活用できます

新技術・地域資源開発補助事業

- 対象者
新分野に進出するために新商品の研究開発事業を行う企業
(ただし申請者は企業の所在する市町村となります)
- 対象経費
謝金、旅費、原材料等の購入に要する経費、機械装置及び工具器具購入費(可能な限りリース対応)等に要する経費
- 補助率
対象経費の3分の2以内(通常地域)、対象経費の10分の10以内(過疎、離島地域等)か補助限度額のいずれか少ない方
- 限度額
新技術開発補助金(10,000千円)
地域資源開発補助金(3,000千円)

* 財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の補助金となりますので、詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<http://www.furusato-zaidan.or.jp>

お問い合わせ

島根県商工労働部産業振興課地域産業創造グループ
TEL 0852-22-6740 FAX 0852-22-5638

地域商業活性化とまちづくりの推進のために

地域商業活性化支援事業

● 補助内容、対象者等

区 分	内 容	助成対象者	県補助率・補助限度額
①空店舗活用事業	まちづくりの観点上、空店舗の解消が急務とされる地域における空店舗活用支援	中小企業者、組合・団体等 ※1	県1/3又は1/4 120万円以内（インキュベート施設整備は500万円以内） （市町村負担額と同額） ※家賃補助期間は24月又は36月の選択制（ただし、補助総額は補助月数×24月の範囲内）
②商業環境整備事業	街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備に係る支援	組合・団体、支援機関等 ※1	1/4 500万円以内 （市町村負担額と同額）
	中心市街地活性化法における認定基本計画に位置づけられ、国の計画認定及び交付決定を受けている事業を支援		国補助対象経費の1/9 3,000万円以内 （市町村1/9以上）
③中山間地域商業機能維持・向上事業	中山間地域において商業の機能の維持のため、無店舗地区への店舗の設置・改修、店舗設備の設置・更新、移動販売車の整備に係る支援	中小企業者、組合・団体、支援機関等 ※1	1/4 250万円以内 （市町村負担額と同額）
④商業活性化提案事業	地域商業活性化及び買い物環境の維持・向上を目的とした魅力的で実践的な取組みに対するソフト事業を支援（コンペ方式による事業採択）	中小企業者、NPO、組合・団体、支援機関等	1/2 100万円以内 （市町村負担1/4以上） （事業区域が広域に及ぶ場合200万円以内） ※最長2年補助

※1 中山間地域については、NPO、社会福祉法人、地域コミュニティは対象外とする

● その他

本事業は、市町村を通じた補助金となりますので市町村ごとに事業実施の有無、補助対象となる事業の範囲、補助率、補助限度額等は異なります。詳しくは各市町村商工担当課へご相談下さい。

お問い合わせ

島根県商工労働部中小企業課 団体商業グループ
TEL 0852-22-6554 FAX 0852-22-5781
E-mail keiei@pref.shimane.lg.jp
島根県西部県民センター 商工労政事務所
TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306
E-mail hamadasyoro@pref.shimane.lg.jp

環境・エネルギー

E - 20

地球温暖化対策の取り組みを推進

エコアクション21認証取得促進事業 (島根県地球温暖化対策協議会事業者部会事業)

- 対象者
しまねストップ地球温暖化宣言事業者（組合、中小企業者等に限る）
原則、島根県内に本社事業所を置く中小企業者
- 事業内容
エコアクション21を新たに認証取得した事業者に対し経費の一部を助成します。
- 対象経費
専門家経費、審査登録経費
- 補助率
対象経費の2分の1以内（上限：30万円）
- 対象数
10事業所・団体等

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会

TEL 0852-21-4809

FAX 0852-26-5686

戦略的ビジネスパートナー獲得支援事業

～県内外の優れた技術力を有する企業等と関係構築を深め、技術力強化並びに新たな取引の開始や拡大を図るための取り組みを支援します～

● 対象事業

県内製造業者（中小企業等）が県内外企業等への派遣研修又は派遣研究を実施する取り組みや県内外企業から技術指導の受入れを実施する取り組みであり、以下の要件を満たすもの

- ①当該企業にとって新分野進出、または技術力強化が見込まれる事業であること
- ②優れた経営資源、技術資源を持つ県内外企業等への派遣、または県内外企業等からの技術指導の受入れであり、事業終了後に新たな取引の開始や拡大が見込まれる事業であること
- ③概ね連続1ヶ月以上の派遣、または年間30日程度の技術指導の受入れ、研究・開発への参画のための派遣に係る事業であること
- ④事業終了後、県内において事業展開する計画であること

● 対象経費

※賃金、家賃、教材費、研修・研究材料費、技術指導費、旅費、※生活支度費、※代替従業員人件費（従業員100人以下の企業のみ対象）

【※賃金、生活支度費、代替従業員人件費については、派遣型のみを対象経費とする】

● 助成率

対象経費の2分の1以内

● 限度額

1件あたり200万円

● 事業類型別の支援内容

類型	1. 派遣型	2. 受入型	3. 共同研究型
共通要件	●対象者は県内で製造業を営む中小企業等（個社、組合）		
類型別要件	●優れた経営・技術資源を持つ県内外企業へ、概ね1ヶ月以上の派遣（※ただし派遣後に新たな取引開始・拡大が見込まれるもの）	●優れた経営・技術資源を持つ県内外企業から、概ね年間30日程度の技術指導者の受け入れ（※ただし受入後に新たな取引開始・拡大が見込まれるもの）	●優れた経営・技術資源を持つ県内外企業や試験研究機関へ、概ね年間30日程度の研究・開発への参画のための派遣（※ただし参画後に新たな取引開始・拡大が見込まれるもの）
類型別対象経費	●賃金、家賃、教材費、研修・研究材料費、技術指導費、旅費、生活支度費、代替従業員の賃金	●教材費、研修・研究材料費、技術指導費、旅費、家賃	●教材費、研修・研究材料費、技術指導費、旅費、家賃

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課
 TEL 0852-60-5114
 E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

特許等の外国出願を支援します

中小企業外国出願支援事業

- 対象者
外国出願を希望する中小企業
- 事業内容
戦略的に外国出願を行おうとする中小企業に対して、外国特許庁に出願するために必要な翻訳費、外国出願料、外国代理人費用、手数料などの経費の一部を助成します。
支援対象企業は選定委員会において決定します。
- 助成対象企業（すべてに該当）
 - (1) 島根県内に本社・事務所・工場等を持つ中小企業者
(県内で事業をしていれば、個人事業主や組合でも対象)
 - (2) 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること
 - (3) 助成を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること
- 助成対象となる出願内容（すべてに該当）
 - (1) 特許・実用新案・意匠、商標の外国出願で、外国特許庁へ出願時に要した経費が対象
 - (2) 申請書提出時点において日本国特許庁に既に出願していること
 - (3) 平成 27 年 2 月 28 日までに外国特許庁への出願が完了する見込みであること
 - (4) 国内の先行技術調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性があると判断される出願であること
- 助成対象経費（外国特許庁への出願時に要した費用）
 - (1) 外国特許庁への出願手数料
 - (2) 現地代理人費用
 - (3) 国内代理人費用
 - (4) 翻訳費用
 - (5) その他財団が特に必要と認める費用

お問い合わせ

しまね知的財産総合支援センター [(公財)しまね産業振興財団]
TEL 0852-60-5145
E-mail chizai@joho-shimane.or.jp

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業